

地方の行財政需要の的確な把握、必要な交付税総額の確保 及び臨時財政対策債の廃止について

地方交付税については、地方の行財政需要を的確に把握し、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を確保すること。

平成 25 年度において地方公務員給与の削減を目的に地方交付税の削減が行われたが、国の政策目的を果たすための手段として地方交付税を用いることは、地方共有の固有財源という性格を否定するものである。

地方交付税は、地方共有の固有財源であることを明確にした上で、国による義務付けや政策誘導となるような措置を二度と行わないこと。

また、平成 25 年度に限り地方公務員給与の削減額に対応するものとして新たに地方交付税措置される地域の元気づくり推進費は、各地方自治体のこれまでの人件費削減努力を反映して算定するとされている。しかし、この算定方法は、職員数の削減について地方の努力では削減することのできない教育や警察職員数も含まれており、適切とは言えないため見直すこと。

地方財源不足の解消は、これまでに発行した臨時財政対策債の償還財源を含め、税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等によって確実に対応することとし、地方が国に代わって借り入れる臨時財政対策債を廃止すること。

なお、平成 25 年度の臨時財政対策債発行可能額の算定においては、財政力指数の高い地方自治体に過大に配分されている算定方法を見直すこと。

平成 25 年 5 月 22 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

内閣官房長官 菅 義偉 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	猪瀬直樹
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市長	阿部孝夫
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫